

中央経済社『旬刊 経理情報』2016年7月20日号(No.1452)

## 英国の EU 離脱(Brexit)に伴う 税務上の影響

デロイト トーマツ税理士法人 税理士 結城 一政

英国標準時 2016年6月23日、英国はその国民投票による僅差の結果、EU からの離脱（ブレグジット(Brexit)）の結果を得た。この 1 週間、為替の混乱をはじめ多様な影響が喧伝されるなか、多国籍企業が英国および欧州ビジネスに係る経営戦略・指針の見直しを視野に入れるか否かは、EU 離脱後の代替モデルが複数あるため分析は困難であるものの、ワーストシナリオを見据えた状況把握と仮想ソリューションの初期検討が喫緊の課題であることに疑いの余地はない。

英国は、欧州ビジネスの拠点として多くの日本企業が地域統括会社(RHQ)を設け、また、事業基盤を集約させる国の代表格の 1 つである。本稿では、そのような多国籍企業が、国際税務の観点において Brexit に対し、何を認識すべきかに焦点を当て、紹介することとする。

### 1. 関税

英国税務のうち、Brexit に伴い最も影響を受ける税目が関税と考えられる。関税は、その大部分が EU 指令および規則に基づき、税率も EU 単位で定められているため、Brexit に伴い現状の EU 加盟国との取引が途端に通常の輸出入取引として取り扱われ、関税の負担が生じるのみならず、輸入手続の増加という管理上の負荷にもなると考えられる。

英国が大きく関与するサプライチェーンを構築する企業においては、ビジネスモデルの見直しにも発展し得る論点であろう。

### 2. VAT(付加価値税)

同じく間接税である VAT においては、これまで域内調和(Harmonisation)が進んでいたことから、大き

な影響が懸念される。関税同様、EU 域内取引は輸出入取引となり、輸出入に係る証明書類の整備が増加、さらには、EU 単位としての規定、たとえば e-commerce におけるワンストップ申告は英国以外の登録国を迫られるようになる等、主に管理上の負荷の増大が懸念される。

### 3. 法人税

法人税は、EU 域内調和はそれほどないため、直接的な影響は少ないと考えられる。しかし、親子会社指令や合併指令をはじめとする多くの指令の適用ができなくなる場合、たとえば、EU 加盟国との取引は 2 国間の租税条約に依拠することとなる。結果、従来免税となっていた配当や利子に係る源泉税課税が生じる可能性がある。

条約の改正は長い期間を要することが常であり、英国を基軸としたグループストラクチャーやグループファイナンス(キャッシュプーリング等)については、その影響についての再検討が求められるだろう。

また、EU 域内国であることを要件とする国内法を制定している国も多いため、英国以外の国の税法(たとえば Fiscal unity 等のグループ税制における EU 域内国における緩和措置)にどのような影響が生じるかという確認は、原則論ではすべての国の税法上の影響をみることとなるため、突き詰めれば途方もない作業となる。

### 4. 欧州ビジネスで備えるべきこと

離脱プロセス(secession process)においては、EU 脱退通知がなされてから最大 2 年の期間が与えられているものの、仮に、このような Brexit の影響を軽減するため大規模な再編を検討する場合には、2

年という期間は決して十分な期間とはいえない(たとえば、課税の繰延べが合併指令において認められているクロスボーダー合併が適用可能であるうちに再編を行う必要があると仮定した場合)。したがって、税務のみならず、財務、法務、ビジネス等の関連要素を踏まえ、そのオペレーションについての徹底的な検討を踏まえ、冷静に情勢を把握しつつ、かつ、迅速な対応が必須である。

税務の観点でいうならば、まずは前記論点について自己のビジネスへの影響の有無を当てはめ、そのうえでワーストシナリオのリスク把握(簡易数量化)および対応シナリオの柔らかいレベルでの準備が望ましいだろう。

\*

本稿執筆時点では、EU(大陸)サイドは早期に離脱交渉に入るよう英国に促すなど強硬な姿勢をみせているようで、いわば“政治の話”が先行しているともいえる。

しかし、今回取り上げた税務や法務などを含めた、国の経済の根幹の1つである企業活動に関連する制度環境への影響の大きさに焦点が当たり始めたときに、果たしてどのように決着させるのか。Brexitはポピュリズムが出た結果との指摘もあるが、ほんの一要素である税務の世界だけをとても開いた扉の大きさは計り知れず、英国・EU、全世界の経済への影響の少ないソフトランディングとなることを切に願いたい。

(注)本文中の税務規定に係る部分は2016年7月1日時点における情報に基づき、特定の案件を指すものでなく、一般的取扱いを記述している。また、本文中における意見部分は、筆者の私見であることにつき留意されたい。

(7月1日記)

結城 一政(ゆうき・かずまさ)  
デロイト トーマツ税理士法人  
インターナショナル タックス サービス  
パートナー 税理士  
1996年勝島敏明税理士事務所(現デロイト トーマツ税理士法人)入社後、一貫し日本および海外の多国籍企業の国際税務業務を担当。日本のタックスヘイブン対策税制、クロスボーダー取引・M&A・組織再編に係る国際税務アドバイスに精通。Deloitte ロンドン事務所での駐在経験を有する。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。